

減免注意点チェック票

申請にあたっては、以下の注意点をご確認ください。

【減免の受付について】	
☐	減免は世帯主に適用されます。※世帯主の変更があった場合、新しい世帯主に減免は引継がれませんので、必要に応じて再度申請書を提出してください。
☐	正当な理由なく資格取得の届出（加入手続）が資格取得日から14日を過ぎていると、減免額が少なくなる場合があります。 ※適用月チェック票をご確認ください。必要に応じ後日追加書類を求める場合があります。
☐	審査に必要な書類が全て揃い次第判定を行い、結果が承認の場合、減免適用後の金額で更正通知書をお送りします。 不承認の場合は、減免不承認通知書をお送りします。
☐	申請時点で納付済みの保険料は減免の対象外です。審査以降に納付済みであることがわかった場合は減免の取り消しや再判定を行います。 <u>※減免の取り消し、又は再判定となった場合は、後日更正通知書をお送りします。</u>
☐	減免の申請は年度ごとに必要です。次年度の減免を希望される場合は <u>令和8年6月中旬</u> に発送する決定通知書が届き次第、最初の納期限までに改めてご相談ください。
【保険料の納付について】	
☐	承認の場合、減免決定月以降の支払い額で減免額を調整します。納付が困難な場合は、必ず納付相談を行ってください。
【申請した内容より、状況が変化する場合〔該当年度：令和7年4月1日~令和8年3月31日〕】	
☐	再就職（パート・アルバイト含む）、給与収入や営業所得等に変化があった場合は、再判定を行う必要があります。 <u>※必ず収入のわかる書類等をお持ちいただきご相談ください。</u>
☐	世帯の国民健康保険加入者人数に増減があった場合や、賦課の基となる所得に修正があった場合、減免の取り消しや再判定を行います。 <u>※減免の取り消し、又は再判定となった場合は、事由判明の翌月に更正通知書をお送りします。</u>
【収入状況を証明する書類について】	
☐	事由発生後の1か月あたりの平均所得見込額を求める際に、収入状況を証明する書類の提出が必要となります。収入減少していない場合でも、変動がない証明として書類が必要です。
☐	直近で土地・株式の譲渡所得、上場配当所得、一時所得等がある場合で、賦課の基となる年の該当所得より増額する場合は書類を求めます。審査の結果不承認となる可能性があります。
☐	審査に必要な書類に不足がある場合、申請された減免の審査は保留になります。速やかに書類を準備の上、提出してください。 <u>※受付日翌月を1か月目として、4か月を過ぎ提出がない場合は、書類不備で不承認となります。</u>
例	収入状況を証明する書類
退職	退職日の記載がある源泉徴収票・退職証明書・離職票・雇用保険受給資格者証 等
給与収入の減少	給料明細書（減免申請月から3か月分）等
廃業	廃業等届出書・全部事項証明書 等
事業収入の減少	保険料課指定の簡易所得台帳（減免申請月から3か月分）等
不動産収入の減少	保険料課指定の簡易所得台帳（減免申請月から3か月分）等
年金収入の減少	年金支払通知（直近の受取額のわかるもの）等
個人年金の受給終了	税務申告用の年金支払証明書 等
配当収入の減少	配当金支払通知書 等

上記の事項について確認し、承諾しました。

年 月 日

申請者署名 _____